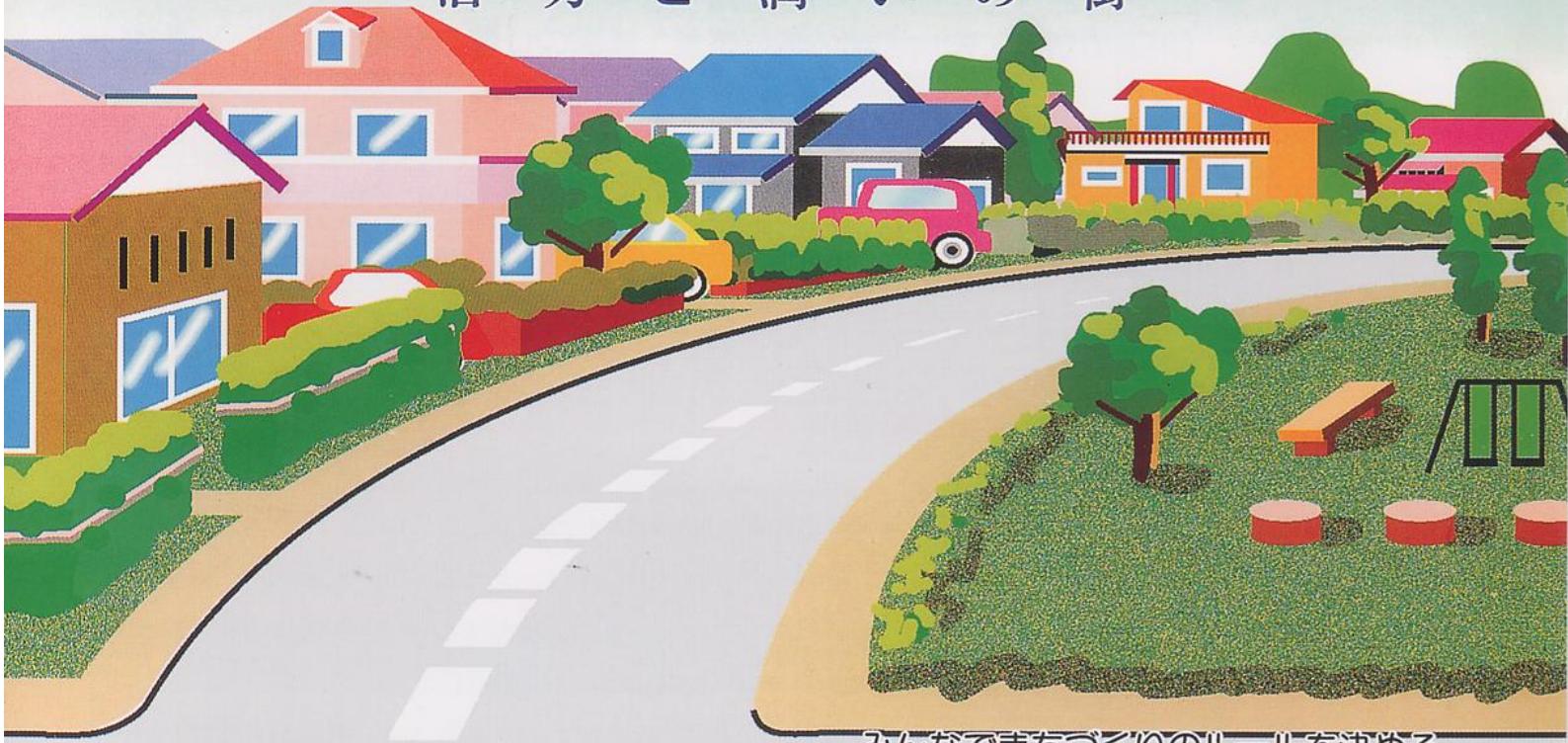


地区計画のしおり

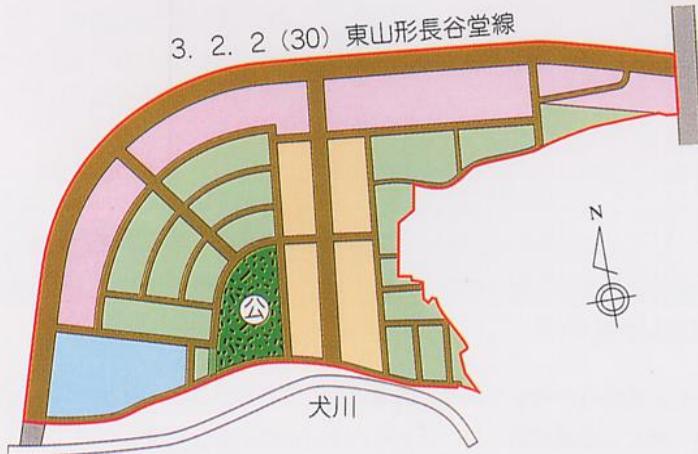
④南館地区

～活力と潤いの街～



みんなでまちづくりのルールを決める。
それが地区計画制度です。

(計画図)



地区の区分

低層住宅地区	一般住宅地区
沿道業務地区	業務地区
■:南館地区地区計画区域	

地区整備計画

- ①建築物等の用途の制限(全地区)
- ②工作物の用途の制限(低層・一般住宅地区)
- ③建築物の敷地面積の最低限度(全地区)
- ④壁面の位置の制限(全地区)
- ⑤建築物等の高さの最高限度(一般住宅地区)
- ⑥建築物等の形態又は意匠の制限(全地区)
- ⑦垣又は柵の構造の制限(全地区)

山形市

 山形市南館地区計画の内容 

- 都市計画決定 平成7年6月28日市告示第106号
変更 平成8年8月5日市告示第132号
- 区域内における建築物の制限に関する条例
(用途の制限・敷地面積の最低限度・壁面の位置の制限)
平成7年9月施行 平成8年9月一部改正

(計画書)

名 称	南館地区 地区計画
位 置	山形市飯沢、松栄、大字南館字モロノ木、字中河原、字下河原、字梨子ノ木、大字沼木字南館縄、八日町字南館村縄、富の中一丁目、富の中二丁目、南館五丁目、高堂二丁目の各一部
面 積	約22.8ha
地区計画の目標	本地区の南側には犬川が流れ、北側には良好な田園地帯が広がるとともに、山形市の外環状道路である都市計画道路東山形長谷堂線と南山形天童線の結節点にあたり、さらに、西部工業団地や工業技術センター、県内で初めての頭脳立地法に基づく、デザイン・ソフトウェア業等の業務団地であるアルカディアソフトパーク山形に隣接していることから、職住近接型の新しい生活拠点づくりが期待されている。 そこで、「活力と潤いの街」を基本理念とした地区計画の策定により、地区の特性に応じた土地利用を促進し、快適で、安全で魅力的な市街地の形成を図ることを目標とする。
区域の整備・開発及び保全の方針	<p>① 低層住宅地区、約8.6ha（第一種低層住居専用地域、約3.3ha、第二種低層住居専用地域、約5.3ha） ゆとりある良好で緑豊かな低層住宅を中心とした住環境の形成と、その維持保全に努める。</p> <p>② 一般住宅地区（第二種中高層住居専用地域、約3.6ha） ゆとりある良好で緑豊かな住環境の形成と、その維持保全に努める。</p> <p>③ 沿道業務地区（近隣商業地域、約8.4ha） 商業・業務機能の誘導を図り、景観に配慮した街なみの形成と、その維持保全に努める。</p> <p>④ 業務地区（準工業地域、約2.2ha） 業務施設の誘導を図りながら、住環境にも配慮した良好な環境の提供を行い、その維持保全に努める。</p>
建築物等の整備の方針	<p>① 低層住宅地区及び、一般住宅地区については、北国にふさわしい閑静なゆとりある住宅地とするため、敷地細分化等による環境悪化等を防止するとともに、日照・落雪・堆雪・緑化のスペース等が確保された安全で文化的なうるおいのある住環境の形成を図る。</p> <p>② 沿道業務地区については、沿道サービス施設等の健全な誘導と商業としての利便性の向上を図りつつ、建築物の用途の混在化、敷地面積の細分化等による環境悪化等の防止を行うことにより、適正かつ合理的な土地利用を促進し、良好な街なみ空間の形成を図る。</p> <p>③ 業務地区については、敷地の細分化等による環境悪化を防止するとともに、業務施設と周辺住宅との快適な生活環境を維持し、良好な街なみ空間の形成を図る。</p> <p>④ 美しい街なみ景観を形成するため、広告板等の工作物の設置を制限する。</p> <p>⑤ 緑化の推進及び良好な街なみ景観形成のため、垣又は柵の構造を制限する。</p>

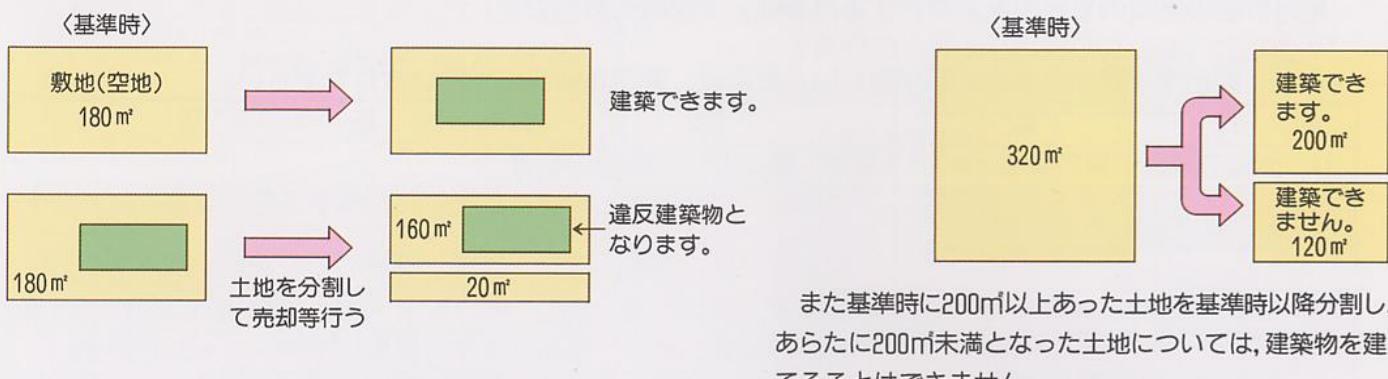


地区の区分	区分の名称	低層住宅地区	一般住宅地区	沿道業務地区	業務地区	
	区分の面積	約8.6ha	約3.6ha	約8.4ha	約2.2ha	
地 建 築 物 等 整 に 關 備 す る 計 事 画 項	建築物等の用途の制限 建築物の用途の制限 建築物の敷地面積の最 低 限 度 壁面の位置の制限 建築物等の高さの最 高 限 度 建築物等の形態又は意 匠 の 制 限 垣又は柵の構造の制限	(建築できないもの) (1)畜舎 (建築できないもの) (1)倉庫・車庫(小売店舗・事務所及び住宅等に付属するものは除く。) (2)火薬類・石油類・ガス類等、危険物の貯蔵・処理する施設 (3)飼料・肥料・セメント等を貯蔵する施設 (4)畜舎 (5)コインランドリー (建築できないもの) (1)専用住宅・長屋・共同住宅これらに類するもの(前面道路に面する一階部分を店舗・事務所等に利用する場合を除く。) (2)倉庫・車庫(小売店舗・事務所及び住宅等に付属するものは除く。) (3)自動車教習所 (4)飼料・肥料・セメント等を貯蔵する施設 (5)畜舎 (建築できないもの) (1)パン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類する食品製造業を営む者で、作業場の床面積が50平方メートル以内のもの(原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のもの)を除く工場(北側の道路境界から33m以内) (2)専用住宅・長屋・共同住宅これらに類するもの(北側の道路境界から33m以内を除く。) (3)キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの (4)畜舎 (建築できないもの) コイン洗車場 建築物の敷地面積は200m ² 以上でなければならない。 ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ① 土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地指定された土地でこの規定に適合しないもの ② 警察官派出所、公衆便所、その他これらに類する建築物で公益上必要なもの 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から道路境界線までの距離は1.5m以上、隣地境界線までの距離は1.2m以上とする。 ただし、次に掲げるものは、この限りでない。 ① 軒高2.3m以下の車庫・物置等(道路境界線及び隣地境界線までの距離は、それぞれ1.0m以上、0.5m以上とすることができる。) ② 道路の角切り部分の建築物(道路境界線から1.5mに満たない外壁面の長さの合計が3.0m以下の場合、道路境界線までの距離は、1.0m以上とすることができる。) ③ 土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地指定された土地で200m ² 以下のもの(隣地境界線までの距離は、1.0m以上とすることができる。) ④ 土地区画整理法第98条第1項の規定による仮換地指定時において、既に建っている建築物で、この規定に適合しないもの ⑤ 土地区画整理事業において、曳家移転したもので、この規定に適合しないもの 12m (ただし、公共上必要なものはこの限りでない) (1)本地区内にある施設以外の施設のための広告塔、広告板及び案内板等(以下「広告物等」という。)は設置することができない。ただし、公共的なものについてはこの限りでない。 (2)低層住宅地区及び一般住宅地区については、ネオンサイン等の光を発する広告物等を設置することができない。 (3)過度な盛土による都市環境の悪化を防止するため、建築物の地盤面は、敷地と接する前面道路の最低の高さから50cm以下とする。ただし、前面道路の傾斜角度が大きい等特別の事情がある場合の建築物の地盤面の高さは、前面道路等の最高の高さから15cm以下とする。 垣又は柵の構造は、できるだけ生け垣とし、フェンス・鉄柵等を設置する場合は透視可能なものとする。また、生け垣の高さは前面道路面から1.5m程度、フェンス・鉄柵等の高さは前面道路面から1.5m以下とし、基礎の高さは盛土面から20cm以下とする。 ただし、前面道路境界線から1.5m以上離れた隣地境界部分については、この限りでない。				

南館地区 地区計画の説明図

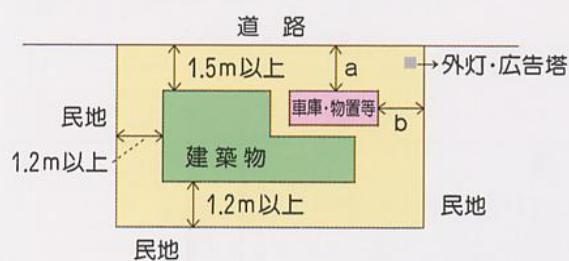
●建築物の敷地面積の最低限度

建築物の敷地面積は、200m²以上なければ建築することはできません。ただし、基準時（建築条例が施行された日）以前に200m²未満である土地については、この制限は適用されません。つまり、200m²未満の敷地であっても建築物は建てられますし、既に建築物が建っている200m²未満の土地であっても、増築等はもちろん建て替えも可能です。しかし、この200m²未満の土地を基準時以降、一部を売却したりして、基準時の面積を減らしてしまった場合にはこの特例は認められなくなります。（建築物を建てられなくなりますし、既に建築物が建っている場合には、その建築物は違反建築物となります。）



●壁面の位置の制限（外壁から境界までの離れ）

（上から見た場合）



車庫・物置等	a (道路境界まで)	b (民地境界まで)
軒高2.3mを超えるもの	1.5m以上	1.2m以上
軒高2.3m以下のもの	1.0m以上	0.5m以上

車庫・物置等にはカーポート、簡易物置、自転車庫、プロパン庫、受変電設備、水槽、大型冷暖房設備、クリングタワー、電話ボックス等が含まれます。

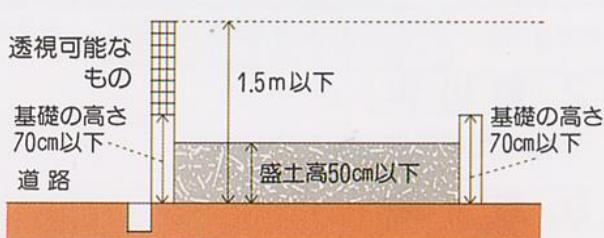
外灯・広告塔については、道路境界及び隣地境界からの離れの制限はありません。ただし、広告看板本体の高さが1.5m以下のもの又は前面を覆うような塀等にも当てはまるものについては事前にご相談ください。

●盛土高と垣又は柵の構造の制限

○生け垣の場合



○フェンス・鉄柵等の場合



注: これらは、監視の範囲があります。
問い合わせ先：公園課
TEL: 041-1212内線530